

青森県報

第八百三十九号

令和六年
十一月十三日
(水曜日)

目次

告 示

○道路法による町道の災害復旧に関する工事の完了……………(道路課) ……一

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……一

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(中 南 地 域) ……二

○土地改良区の役員の退任……………(西 北 地 域) ……二

告 示

青森県告示第五百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十七条第八項の規定により行った町の道の災害復旧に関する工事が完了するので、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第二条の二第二項の規定により公示する。

令和六年十一月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	工事の区間	完了の日

長慶平一号線

西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢地先から
西津軽郡深浦町大字長慶平西芦池地先まで

令和六・二・四

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和六年十一月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
五所川原市大字姥池字桜木五五六の一	田	一、六八一
五所川原市大字姥池字桜木五五七の一	田	七三九

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
五所川原市大字姥池字桜木五五六の一	賃借権
五所川原市大字姥池字桜木五五七の一	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間
一 五所川原市大字姥漕字桜木五五六の	令和七年一月一日	一〇年
一 五所川原市大字姥漕字桜木五五七の	令和七年一月一日	一〇年

農地の区分

借賃に相当する補償金の額(円)

一 五所川原市大字姥漕字桜木五五六の	〇
一 五所川原市大字姥漕字桜木五五七の	〇

五 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
五所川原市大字姥漕字桜木五五六の 木五五六の一	令和二年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
五所川原市大字姥漕字桜木五五七の一	令和二年八月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

出先機関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、田山堰土地改良区の定款の変更を令和六年十月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年十一月十三日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

土地改良区の役員の内 和 人

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員の内 和 人の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年十一月十三日

西北地域県民局長 長 内 和 人

役員の内 和 人の区別	氏 名	住 所	退任の年月日
監事	大沢 一夫	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎九五の一	令和六・七・五

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭